特定秘密保護法の廃止を求める意見書

安倍内閣と自民・公明両党は、国民世論を真っ向から踏みにじり、衆議院に続いて 参議院でも強行採決の暴挙を行った。

秘密保護法は、政府が防衛・外交・スパイ・テロに係る広範な情報を「特定秘密」に指定するとしているが、「何が秘密」かも秘密であることから特定秘密の範囲が政府の裁量で際限なく広がるおそれがあり、「秘密」と知らないまま「秘密」に近づけば一般国民や報道機関までもが厳しく処罰される。この法律によって、国民の知る権利は大幅に制限され、国会の国政調査権が制約され、取材・報道の自由・表現・出版の自由・学問の自由など基本的人権が著しく侵害されるおそれもある。

また、秘密を取り扱う公務員、労働者や家族を「適正評価」の名による監視と分断のもとに置き、漏えいや「管理を害する方法での取得」、共謀・教唆・煽動を重罰に処するというものである。「第三者機関」なるものを設置しても、この法律の危険性は何も変わらない。

しかも、法案提出からわずか1か月余、審議時間は衆議院・参議院合わせて70時間にも満たないのに、衆議院に続いて参議院でも突然質疑を一方的に打ち切り、強行採決された。こんな議会制民主主義の破壊はかつてない。このやり方一つをとってみても、およそ法律として認められるものではない。

このように、特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとく蹂躙する違憲立法である。

この法律の成立後も、学者・研究者、作家や映画・演劇俳優・製作者、マスコミ関係者等、多数の著名人や団体をはじめ、多くの国民が秘密保護法に反対する意思を表明している。よって、速やかに秘密保護法を廃止することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

衆議院議長 伊吹 文明 様 参議院議長 山崎 正昭 様 内閣総理大臣 安倍 晋三 様 外務大臣 岸田 文雄 様 防衛大臣 小野寺五典 様 総務大臣 新藤 義孝 様 法務大臣 谷垣 禎一 様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長 西村 敏弘